

令和5年 多賀町議会6月第2回定例会再開会議録

令和5年6月8日（木） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊久人 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
税 務 住 民 課 長	小 菅 俊 二 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年6月第2回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願ひいたします。

(開議 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員といたします。

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告書の順番に発言を許します。

最初に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

[2番議員 清水登久子君 登壇]

○2番(清水登久子君) 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、2件の質問をさせていただきますと思います。

その前に、4月末にはスマートインター下り線、多賀インターの開通、6月からは久徳うぐいす園の開園と、喜ばしいことが続き嬉しいことです。さて、1件目の質問に入ります。

1番目は公共施設への生理用品の配置について。令和3年9月議会で質問をしましたが、生理の貧困対策は、各方面でのいろいろな取組で少しずつでも進展が見られるようになっていきます。そこで、今回は女性が安心して公共施設を利用できるよう、多賀町の生理問題への取組をお聞きしたいと思います。

常に生理用品を持ち歩いている女性は少ないと思います。特に子どもたちの活発な学校生活の中では、生理を気にしながらも学校生活を送る女子児童、生徒も少なくありません。子どもたちが安心して学校生活を送るためにも、小中学校の女子トイレの個室、もしくはトイレの場所に生理用品の設置を考えてもいいのではないかと。令和3年9月議会での学校教育課長の回答は、保健室に常備している。当事者が教員に申し出ればすぐ渡せるし、体調などの管理もできる。また、トイレの個室は不衛生であり置くことは不

可能で、以後も置くことはないと言われていましたが、現在も生理用品のトイレへの設置について前向きな考えをお持ちではないでしょうか。また、公民館、図書館や役場庁舎等の女子トイレにも同様に生理用品を設置していただけないでしょうか。多賀町の子どもたちや地域の女性、誰もが安心して暮らせるためにも、次の2点の質問をします。

①町内小中学校女子トイレへの生理用品設置の考えは。

②社会教育施設や役場庁舎女子トイレへの生理用品設置の考えはありますか。お尋ねしたいと思います。

○議長（松居亘君） 伊東学校教育課長。

〔学校教育課長 伊東瑞江君 登壇〕

○学校教育課長（伊東瑞江君） 清水議員の公共施設への生理用品設置についてのうち、

①町内小中学校女子トイレへの生理用品設置の考えはのご質問についてお答えいたします。

令和3年9月議会でも、生理の貧困対策の観点からご質問いただきましたが、今回は女性、学校ですので女子児童生徒となりますが、が安心して利用できるようにという観点からのご質問であると理解しております。

町内小中学校においては、前回お答えをしましたとおり、生理用品は保健室に常備しており、衛生面、管理面から適切に保管できることや、またそれを取りに来た子どもたちとの会話を通して寄り添った対応ができることに配慮しております。女子トイレに生理用品を設置しますと、誰かが触っていたりいたずらをしたりということも考えられ、そのようなものを使いたくないという子どもも少なからずおります。また、正しい使い方をせずに無駄に使うことも考えられます。したがって、現在のところ、学校の女子トイレに生理用品を常備することは考えておりません。

しかしながら、清水議員がご指摘されましたように、小中学校において生理であることを気にしながら生活を送っている女子児童生徒がいることも心配されます。そういった子どもたちへの配慮は確かに必要です。生理になった際、すぐに保健室に駆け込んだり、生理のことを校内の教職員の誰かに相談したりできることが、子どもたちの安心感につながると考えております。そのためにも、学校生活の中で子どもが生理のことも含めて自分が困ったことなどを気軽に相談できるよう、さらに子どもと養護教諭をはじめとする教職員との関係づくりに努めてまいりたいと考えております。ご理解賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 清水議員の社会教育施設や役場庁舎女子トイレへの生理用品設置の考えはのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、女性の外出時における生理に関する不安やストレスを軽減でき

るよう、女性に優しいまちづくりの取組として、公共施設のトイレ内に無償で使用できる生理用品を設置している自治体が増えてきていることは承知をしているところでございます。

多賀町の公共施設におきましても、男女間のジェンダーギャップを可能な限り解消していくことについては、人権施策を強化する観点からも取組を進めていく必要があると考えております。

当事案につきましてはデリケートな部分も含んでいるため、女性職員の意見を聞くなど、プライバシーの配慮や衛生面、設置方法など、他市町の事例も参考に調査研究しながら判断していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） まず1番目の方の学校のトイレのことなんですが、確かに保健室にあるということも分かってますし、ちゃんと先生方が見てくれる、それも分かるんですが、一番初めてのとき、いろいろ学校で教えてはいただいていると思うんですが、やっぱり恥ずかしいというのは絶対出てくるんです。だから、誰にも言いたくないというのも出てくると思いますし、急になった場合にどうしようかいうときに、やっぱり先生に頼る、友達に頼るよりも、まずどうしようかいうのが、パニック状態にある程度はなると思うんです。そういうときに個室にあったら、「ああ、そーいやあ習ったわ」とか、そういう形でできるのではないかと思いますし、何か言うと不潔とかそういうなんを言いますけど、毎日置いてるもん、トイレットペーパーと同じなんですよ。トイレットペーパーが汚いですか。そんなことないでしょう。皆、順番に誰かが取って行って誰かが使っていくんです。そうなったら、そんな不潔とは私は思えませんし、もし個室が駄目なんだったら、入口に置いて誰でも使えるようにするとか、そういうことを考えてあげてくれやる方が私はいいことだと思うんです。それと、前にも言うてくれはったんですけども、そのときに思ったんですが、私、子どもにどうやということを聞いてくれということをお話ししましたら、その時点では学校の先生に聞く、大人に聞く、そういう形で、要らんよ、そんなもん要らん、そういう形で終わったんです。そうじゃなくて、子どもに一遍本当に聞いてあげてほしいと思います。そうすると、友達にでもできたらいいなという、そういうのは大概の方が思われると思います。やっぱり初めてのことは恥ずかしい、そういうことしかないと思います。それを何とか子どもの立場から考えてあげてほしいと思います。そうでないと、やっぱり大人だけでは解決できないことだと思いますので、子ども目線で考えてほしいということを思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長（松居亘君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） 子ども目線ということで、今、伺いまして、本当にそ

れは大事なことだと思っております。確かに初めて生理になった子ども、パニックにも陥ってしまったり、すぐどうしたらいいんだろうということを考えて不安になったりということは、確かにあり得ることだと思います。また、そういったときのために小中学校では、特に小学校で保健の授業で思春期には体の中にどんな変化が起こるのかというようなことを取り上げておまして、そこで生理になった際の対応についても学びます。また、宿泊体験活動の前にも、これは誰にでもあることだから何かあったらすぐに相談に来てねというような、本人も周りの子どもも安心できるような指導を行っております。あと、保護者の方がお子さんについて学校に生理について相談したり、また家で困ったときには相談に行くんだよということを伝えていただいていることも少なからずあります。そういったことで、様々な視点から子どもたちに困ったときにはということ働きかけている現状がございます。そして、保健室についても、そういった直接子どもと話して心を通わせて、困ったときにサポートする、そういった環境をつくって安心のある学校生活につなげていきたいと思っております。

また、学校での状況でございますが、本町の3つの小中学校についても学校の方にお尋ねをしております。その際にはじっくりと子どもの様子を聞いております。小学校では、やはり生理用品が必要な子どもはそのときに取りに行ったり、そして普段から丁寧に養護教諭も関わっているので特段問題はなくて、やはり発達段階からも子どもとの関係性を築くということを大切にしていると聞いております。中学校でも、急に必要になったときは養護教諭がそっと渡したり、そこから体調について話をしたりするなど、保健室に置くことで子どもたちの様々な相談に乗るといったようなことができております。

おっしゃるように、確かにトイレに生理用品を置くというメリットもあると思いますが、このような現状でございますので、学校は子どもを育てる教育の場であることを優先させて、保健室に生理用品を常備し、子どもたちが安心して学校生活を送れるように、今後も努めてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。確かにおっしゃることは分かるんですが、全部が全部、何でもかんでも子どもは大人に話しますか。内緒にしたい人もいっぱいいると思うんですよ。経験した者でないと分からないと思います。以前の方は男の方でしたので全然分からないと思いますが、自分がそうなった時点でどうしようか思うたときに、わざわざ保健室まで走りますか。なった時点で。初めてですよ、そういうとき。それは学校でいろいろ教えてくれはるのでよう分かります。教えてはると思います。でも、このときに頭に入っても、いざ自分がなったときには先生のところへ行こうとかはあんまり思わないと思うんです。親とかにも言わずに、自分でどうしようどうしようと思うのが、多分最初だと思います。そういうときにそこにあったら、1個だけでいいんですよ。あとは親に頼むなり、保健室でもう1回もらおうとか、そういうなんはいいん

です。だけど、最初の人に、ああ困ったなと思ったときにあるというのが一番安心感だと思います。だから、そんなたくさん置けというわけじゃなくて、何個か置いてくれはったらいいのではないかと。それに保健室に行って例えばもらおうとしたら、何回も何回もいうたら、あの子何や、何回も来はるわと、やっぱり人間やったらそう思うんですよ。大人でも子どもでも。何やあの子、何遍も何遍も来やると、そういうのは困るんですよ。やっぱりトイレであつたら普通に使えるんです。取られたりとかいたずらとか、そういうなんすとかいうのは、それはもう前提として置いてかなあかんことであつて、子どもだからというのなら。やっぱり人間として、ちゃんと人に分からなくても自分できちっと処理したいという人も中にはいるんです。それに、今、県立高校とか中学校も無償でそのトイレに置いてるといふところもあるんです。それは、高校も中学校も大事ですけど、小学校の最初からというのが、私は一番してあげた方がいいのではないかと、そういう意味で思ったのもう一度何とか考えてやっていただけないかということで、女性ならというか、経験者なら私は分かると思いますので、どうかもう1回お願いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） 議員おっしゃるように、初めて生理を迎える子どもの不安というのは計り知れないものが確かにあると思います。やはり私の今までの経験を思い返しますと、そういった時期に子どもたちに、もうすぐそういうことがあるよということとか、保護者の方もアンテナを上げておられます。やはり先ほどの答弁とちょっと重なるんですが、子どもとのそういったつながりを通してそういったことに早く気づいたり、子どもがどうしようと自ら助けを求めようという関係性を築くことを学校では大切にしていきたいなということを思います。先ほどもう一度ということもおっしゃっていただきましたが、生理用品を女子トイレに置くことの衛生面や管理面の課題、そして子どもと教職員との心のつながりを大切にしたい学校の役割、現在の町内の小中学校で必要な子どもに対して保健室で適切に対応できているということを総合的に見ますと、やはり生理用品は保健室に置いて、先ほど申しましたが、子どもたちがそういうことも含めて初めてのときも助けを求められるような関係性をつくって、そういったことを優先して取り組んでまいりたいと考えております。どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。この話ししてたら、ただ単に水掛け論で終わると思いますので、この辺で、そういう意味ではその質問は終わらせていただきたいと思いますが、全然、先生とか友達にも言えない、そういう子もいるということだけを心に入れていただいて、この質問は終わります。

次、②の方ですけど、そちらの方で言わせてもらいますけど、今、だいぶ理解していただける、そういうお話があつたんですが、やっぱりどこかへ出かけて、トイレへ行

くときに、自分が、「あ、来たな」と思うときがあるんですよ、たまにね。生理というのは月1回とかそういうんで決まってないんです。何か心の何とかが影響して、急になるときもあります。そういうときに欲しいな思うたら、今はコンビニに確かにあります。コンビニとかああいうところへ行ったら大概3つか4つ、たった1個だけはあるんでないんですよ。そうすると、1袋買うとなると困るんです。だって、普通ハンドバッグしか持ってないところへ、レジバッグ、あれをそこに入れてもろて、それ持って歩いて中、見えたあるような感じを、そんなん持って歩きたいかということを考えていただくと、やっぱりそういう公共施設にあればたった1個で足りるんです。そういう意味で置いていただいたら、女性としては助かるのではないかと思うんです。例えば、いろんな公民館とかでいろんなあれがあって、公演があって、それを見てたときに、あっと思うて、ないと思うたときに、例えば1人で行ってた場合やったら、隣の人に、女の人でも言えますか、「お宅持ってやります」というて。そういうことは言えないんですよ、大体が。言える人もあるかもしれません。そこまでは私も分かりませんが、そういう感じのときにトイレにあったら、その1個がありがたいんです。それを私は言いたいの、この1番の2です。それでそういうところであれば、もし無償でというのが難しければ、たとえ料金を払ってでも1個が欲しいんですよ。それを検討していただきたいということを私は言いたかったんで、前は貧困で置いてほしいとかそういうなんを言いましたけど、そうじゃなくて、普通にいて、「ああ、なった、どうしよう」と思うときに助かるというのが一番のメリットなんで、たった1個でもいいんでお金払ってでも欲しい、そういう人はたくさんいると思います。だから検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えをいたします。私の答弁の趣旨としましては、女性のご意見も頂きながら、まずは試験的、モデル的に始めてみて、その中で課題なりが分かってくると思いますので、その上で継続してしていくかどうかいうのを判断していきたいという意味でお答えをさせていただきました。

それと、自治体によっては生理用品を企業と連携して提供を受けておられるような自治体もおられますので、その辺も調査しながら多賀町として取組を進めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。私の聞き違いか何か分かりませんが、ごめんなさい。ちゃんとしていただけるそうで、ありがたいと思います。なるべく早めにしていただいて、女性が安心していろんなところに行けるようにしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、2番目の問題の方に行きます。公共施設の男子トイレにサンタリーボックス

スの設置をに入ります。

そちらの方は、サンタリーボックスとは、使用済みの生理用品などを処理するためにトイレに置かれたボックスです。主に女子トイレには設置されてきましたが、最近では日本でも高齢者の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんなどの手術により尿失禁や頻尿の症状も見られたり、また病気以外でも何らかの理由でおむつや尿漏れパッドを使用されている方もおられます。昨年度、多賀町役場の1階のトイレが新しくなりました。現在、男子トイレにサンタリーボックスの設置はされているでしょうか。このトイレはいろいろな方、用事で来られた方が使われたりすると思います。また、役場だけでなく公民館や図書館などにも設置を考えてほしいと思います。男子トイレに設置することで、おむつや尿漏れパッドを使用している方が安心してトイレを利用することができます。公共施設の男子トイレにサンタリーボックスの設置は考えていただけますでしょうか。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 清水議員の公共施設の男子トイレにサンタリーボックスの設置をの質問にお答えいたします。

議員ご質問にありますように、今年3月役場庁舎1階のトイレを改修させていただいたところであります。また、完成に合わせて4月より尿漏れパッド等が処分できるよう、庁舎内の全ての男性トイレ内にサンタリーボックスを設置させていただきました。現在、設置しまして2か月程度経ちましたが、当件に対しましてご意見を頂いているということはございませんが、随時改善や分かりやすい表示をするなど、今後も皆さんが安心してトイレをご利用いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

また、ご質問にあります社会教育施設を含め、町内の公共施設において、役場庁舎と同様の対応ができるよう、関係課が連携しながら進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。何か言うたら全部聞いてくれやรมみたいで、ありがとうございます。やっぱり男子もあれやし、今、トランスジェンダーの方で生理のある方もおられると思いますし、やっぱり今までやと汚したものは自分で持って帰らんなん、それが匂うとか、そういうなんが聞いたこともありますので、安心して出かけるためにはそういうなんをしていただくということはありがたいことです。私は男子トイレには入れませんので中は知りませんが、やっぱりそういうのがあるということだけは分かってたら安心ができますので、ぜひほかの施設もそういうしていただくとありがたいです。それと、民間の会社とかそういうなんもだいでしてきはるみたいで、いいことだと思いますので、女子とか男子とか関わらずサンタリーボックスは必ず用意していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 9番、川添です。6月定例議会の2つの案件で質問をしたいと思っています。またかというようなことは思わないでください。

まず第1番目が防災設備についてです。私は何回となくこの防災設備の整備に対しては質問をしております。いつも、「分かってる」、「やらなければならない」という話ばかりで、全然前に進んでおりません。最近是非常に雨も、今では台風だけですが、最近では先日も和歌山県、また愛知県東部で大きな台風を上回るような雨が降りました。豊田市では想像を絶する大雨で、80cmも、今まで浸水したことのないような場所でも浸水しております。この点に対して、町長は今まで先延ばしてたということをどのように受け止めておられるのかを聞きたいと思います。

また、一番簡単な問題ですが、先日ある方から電話を頂きました。防災設備の中でも消火栓が一番身近なものであると。最近、新しい団地では消火栓ボックスが通常の方法では開かないというようなことを言われてます。多賀区内では前から消火栓ボックスがありますから、簡単に開きます。新しい、何年ぐらい前になるかは地域整備課長は分かっていると思います。どのように指導されてるのか、それを先に聞きたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 川添議員の防災についての質問にお答えします。

川添議員が今お話しされましたように、能登の地震をはじめ、北海道から千葉から鹿児島、四国、和歌山ですかいな。和歌山は水害やな。これだけ全国各地で地震が発生しておりますし、先週の金曜日には愛知県、静岡県で線状降水帯が発生したということで、甚大な被害がありました。新幹線が止まりましたので、金曜日から土曜日にかけて、私もその被害に巻き込まれましたが、本当に地震、水害、全国各地で発生しております。多賀町は、滋賀県でもこのような災害、特に水害は多く発生しておりますが、ここ数年ぐらいはこの地震、水害もほとんどないような状況でありますので、本当に大きな災害に対してしっかりと備えていかなければならないという思いは、川添議員以上にそういう思いを持っている次第であります。本当に地震、水害、この自然災害、予測をするのは極めて困難でありますので、平時より備えておく訓練をする、そのことが災害があったときに被害をできるだけ軽減させるためには、この2つのことが最も必要であると思っております。特に備えにつきましては、広報誌7月号にはこの地震の備え、これをもっと大きく書くように言うてますけど、やっぱり皆さんに分かってもらえるように、地震の備えが今必要やと、どういうもんを準備したら良いかということ、1ページにわ

たって啓発文を掲載する予定にしております。これだけ発生しておりますので、水害、地震、できるだけ1年に1回と言わず、何回かこういうような、同じチラシではありませんので、こういうチラシも掲載して皆さんに備えていただく機会を持っていただくということも大事であると思っております。

それで、もう一つ備えから言いますと、神戸の大きな地震がありました。それ以後に人と防災未来センターを建てられました。その防災センターで、区長会でも区長研修で、コロナ前まではほぼ毎年区長にそこで研修をしてもらいました。やっぱり揺れるところを体感できますし、そしてボランティアガイドの切実な、そのとき災害に遭われた方の話も聞けますので、そういうことを区長に体験してもらい、聞いてもらうということも大変大事なことであると思っておりますので、今年はいけませんけど、来年ぐらいには区長にもそのような研修を、体験をしていただきたいと思っております。そのときに、ボランティアガイドが、私何回か行ったとき、備えに何が第一か言われたのは、簡易トイレ、ああいう地域の中で簡易トイレ、町も用意してますけど、やっぱり各世帯ごとに準備しておくことが大事やと、これを一番皆さんに言うてほしいと。多分、そのときに行かれた方、誰か知っておられませんか、議員の中で。言われたのがものすごい印象的で、私、それをもう5年か6年前、それを今でももう準備はしとくんですけど、ごみ箱に、これを100枚入りの100枚、ナイロン袋、このぐらいの大きさ、そしてここに、これやったら日曜大工センターでこれ穴開けてもらえますので、ここの穴ぐらいの大きさでここへ置いて、それで排泄物の処理をします。やっぱりこれが一番大事やと震災を体験した方が言われましたので、私も家にはこれは置いておきます。やはりこういうようなこともしっかりと町民の皆さんに啓発する、そしてこういうものを自らで簡単に用意できますので、そんなにもお金もかからず、そういうことの啓発もこれからしていきたいと思っております。まず備えが大事だということを申し上げました。そして、それとともに訓練も大事やということも思っております。

そして、これから次はちゃんと見ていきます。そして、訓練でできないことは有事の際にはできませんので、全職員自らが高い意識を持って訓練に参加し、また住民、関係者の皆様にも訓練に参加していただいて、日頃より危機管理能力、危機管理をやはり意識してもらいということが大切であると考えております。

先般の区長連絡協議会役員会においても、災害に対する対応、その重要性を確認し、今年度の区長研修、災害対応に関する研修会を実施をしよう。講演会で彦根の気象台の方に来て話をさせていただこうと思うんですけど、話を聞くだけでなく、皆さんが5、6人がグループになって、そして皆さんがどのような危険性があるかということとを話し合うてもらうような場も持ちたいと思っております。今も申し上げましたが、この広報においても定期的に、今言いましたが、自然災害の備えや対応についての記事を掲載するなど各個人やご家庭で対応していただくように、皆さんに周知、呼びかけたいと思っております。このように、町全体として訓練や研修、啓発を積み重ねることによ

って、有事の際に適切な行動が取れるのではないかなと思っております。

前置きが長くなりましたが、そこでご質問の防災設備であります。現状において、災害等が発生した場合、住民の皆様へ緊急連絡・情報伝達をする手段として、今は有線放送、メール配信によりお知らせをしているところであります。今後においては、より災害に強いまちづくりという観点から、災害時における情報伝達については新たなシステムを導入するなど、さらに川添議員が思うておられるようなことをしていく必要があると思っております。今日の通信技術の進歩により情報通信システムも多様化していることから、多賀町の地形や人口、年齢構成などの地域特性を考慮しながら、整備に係る財源も含め様々な角度から検討した上、整備を図ってまいりたいと考えております。喫緊の課題であるというふうには認識をしております。

以前の議会においてお答えしておりますが、災害時だけの使用で良いのか、住民の皆様が使いやすい、分かりやすい方法は何か、維持管理の面はどうかなど、総合的な観点から、先進の事例やほかの自治体の状況など、最新の情報を収集、調査研究し、進めてまいりたいと思っております。

次に消火栓ボックスの質問であります。自警団の活動においては地域住民相互の互助活動の中で自治組織の指揮の下、有事の際の活動はもちろんであります。定期的な訓練、ポンプ設備等の点検など、地域の実情に合わせて活動していただいているものと思っております。このことから、地域内の消火栓につきましては、設置場所も含めて形状や使用の仕方について把握はされているものと考えております。町といたしましても、消火栓の維持管理につきましては、地域と連携しながら適切に実施してまいります。ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） いろいろとありがとうございます。消火栓ボックスの件なんですが、地域整備課長、それ何年ほど前から形状が変わったのか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

今ほど川添議員からおっしゃられました、今、最新で使っているタイプの消火栓ボックスですが、一応年度で区切らせていただきますと平成15年から以降は今のタイプになっております。ですので、まだ布設替え等が終わってない集落等、平成15年以前に布設替えを終えたところ等は旧のタイプの消火栓ボックスというところが現在も多数あります。ですので、単純にこの平成15年度以降の敷設をした区間として、その中に存在する消火栓ボックスの数ということで分類をさせていただきますと、平成15年以降に設置させていただいた数が278、総数で578なんですけども、そのうちの278、それ以前が300というふうに分類はされます。ただ、詳細にきちっと1つ1つ確認したわけではないですので、場所によっては破損等により入れ替えたものは、古い地区であっても新しいものが入っているということも考えられます。先ほど申されました蓋が

開かないという現象ですが、今、消火栓ボックス、古いのも新しいのも含めですけども、ロックがかかるような形にはなっておりません。ですので、ただ古いタイプと新しいタイプでは若干違うのが、蓋の形状が枠と蓋との関係ですけども、少しテーパーがかかっているのが最近のタイプです。ですので、交通量の多いところになりますと、少し食い込みが激しいとか、夏の膨張時には非常に、鉄同士ですんできつくなってしまう。ですので、ちょっと力を入れてもらって開けなければならないという箇所がところによってはということはあると思います。ただ、開け方に特殊なやり方が必要な消火栓というのは、古いものも含めてないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 先ほども言うたとおり、結構何かこつが要るとかいうて言われている、自警団の人でも開かないようなことが言われている。その辺は、総務課長、自警団にそういうような訓練をされているのか。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えいたします。

自警団組織につきましては、考え方としましては自主防災組織と、地域の指揮監督の中で動いていただく活動という位置づけとしておりますので、あまり役場の方から命令的にというか、こちらの方から指示を積極的にするという組織ではないという考え方では原則としてあります。ただ、今おっしゃられたように、開け方が分からないとか、逆にちゃんと開けても上がらないとかいうようなことにつきましては、地域整備課と対応しまして、きっちり有事に対応できるような対応はさせていただくということで、連携、情報共有につきましてはさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） そういうような状態が起こっているというのは事実ですんで、早急にそういう指導、消火栓は各区に全部お願いしていると、それは分かりました。やはり全体にそういうようなことがあるということであれば、やっぱりそういう教育もしていく必要がある。消火栓が一番身近な災害の部分だということなんで、それはしっかりとやっていただきたいと思います。

防災の方に移ります。私もずっとこの問題は長いこと言うてます。副町長も何回も、金の出どころがない、今それどころじゃない、もう少し待っていただきたい、ずっとそればかり。町長も認識されてるとおり、これだけ全国あちこちで地震が起きて、また水害も起こってる、犬上川でも緊急放水をされたような話も聞いてます。幸い、滋賀県多賀町は前回でも災害が少ないというのは事実ですが、災害はいつ起こるか分からないことも事実です。前回でも、前線が南下したために和歌山とかそういうところで前線が気圧が弱まって、前線が上がってくれば滋賀県も線状降水帯が発生する。そのために、災害の警報が出たということなんで、早急にそれは考えていただきたい。前回もいろいろ

ろな方法を考えてるという話があります。当然、多賀町は有線放送を長いことお世話になってます。有線放送をどうするのかという問題もあります。新しい施設を造るだけでも2、3年はかかります。有線をどうするのか、それもやっぱり1年ぐらいはかけてゆっくりとじっくりと有線との話し合いをする必要もあると思いますし、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えいたします。

私は担当課長をしまして、根拠のない先送りはしないということで、スピード感を持って進めたいと考えておりますので、それを踏まえて、今おっしゃられたように一朝一夕にどういう手法をしていくかということについては決められませんので、スピード感を持ちながらも、丁寧に、前も言っていただきました有線放送をどうするかとか、関係者の皆様のご意見を聞きながら、先ほどは町長の答弁にもありましたように、多賀町の地域特性も考えて、また平常時の使い方も考えながら多賀町にとってどうかということを考えて進めていきたいと考えておりますので、冒頭申しましたけども、先送りはしないということできっちりと進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 前課長か、その前々課長かが、無線がいいんじゃないかというような話がありました。それが大きな検討の一つだろうと。どうも21年、2、3年前かな、どっかの企業からそういう設備の提案があったように聞いてるんですが、その辺は聞いておられますか。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 防災行政無線についての営業については、随時来られております。何年前かに具体の提案があったという話は、中身の方は私、確認はしてませんが、具体にはあったということは聞いています。私、ここ4月に来まして、お金がかからない範囲で業者の方から情報を収集し、どのような手法があるか、最新の設備がどうなっているかということについては情報を入手しておりますので、いずれそのお金がかからないばかりでなくて、予算化をお願いするような構想を立てていく段階で必要なこともあるかもしれませんので、その段階になりましたら、また議員の皆様にも予算化をお願いして着実に進めていくというようなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 多賀町に提案をしたという書類があると、こういうなんが本当は多賀町にあるのかいうのも聞きたいと思っておりますし、本当にやる気やったらすぐできます。金がないと、4年度は1億円も使わなくても良かった、まだ繰越しも7億5,000万円、その半分繰越財源もありますが、その半分も残っていると。昨年だけでも4億円

以上が残ってるわけです。やる気であればやれるんです。僕もこれがほんまか嘘か分かりませんのであんまり見てないんですが、3億五、六千万円でできるらしいということです。その辺もしっかりと検証をして、副町長も肝腎かなめの金を握っていますんで、何回もやらなあかんということを言われてますので、今年こそは補正は出していただくと、喜んで賛成させていただきますので、早急な判断をお願いしたいと思います。これで防災の方は終わります。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） この問題はもうかねてより議員の方からいろいろとご指摘も、また提案もいろいろといただいている件でございます。コロナ禍以前につきましては、拡声器によるラップ型のいわゆるそういう防災無線が主流でございました。議員の皆さんの方も研修に行かれて、そういうところ、やっておられるところも視察に行っていたわけですけれども、コロナ禍に入って社会全体がもうご承知のようにデジタル社会に大きくもう転換をしております。そうした中で、この3年間で大きく変わってしまったということで、これから先もどんどんやっぱりそういうことは起こってくるやろなと思いますので、今年度補正出して、ああしまったということにならないように、やはり公金を使う以上、多額の金額を使う以上、住民の皆さんが使いやすいよう聞き取りやすいよう、いろんな面で検討を加えていかなければならないということで、今年度の補正というそういう拙速じゃなしに、やはりここは十分、やる以上は研修も検討も加えていかなきゃならないし、議員の皆さん方においても、やはりそういう機会を持っていただく必要もあるのかなというふうに思ってますので、やらなければならないという問題はもう十分承知をしておりますので、その点の手法についてこれから検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 常に検討検討ばかりで、検討ばかりはもういいんです。やる気というのが一番やと。しっかりと検討、僕がここで検討と言うてはあかんで、やるということ、よろしく願ってこの質問は終わります。

続きまして、これは多賀区からの大きな要望であります。これも何回も町長にも区から要望が出されてますし、議会にも請願が来ています。ようやくして、亡くなられたのが平成23年でしたかね、そのくらいやと思います。いろいろとあって、ずっと多賀区の近隣の人が清掃、いろんなことをされてて、議会では大変だということで、たしか私は平成30年か31年ぐらいに一般質問でこの問題を取り上げました。そのときには、町長の答弁では商工会と協同で誘客施設を検討するというようなことがありましたが、いろんな人から多賀区が買い取るということで決定し、ようやくして更地になりました。実際、更地になりまして、一番の多賀区の要望は、最初は防災、さっきにまた戻るか分かりませんが、防災関係上、町道を拡幅していただきたいと、景観であれだけの絵馬通りの新しい道路で蔦が生えたような建物があっては景観上悪い。いろんなことで多賀区

もまちづくりを考える会もいろいろ検討され、多賀区が買うようになりました。ようやく更地になって、いろいろと多賀区も考えておられて、ようやく駐車場を整備しようということになり、多賀区は今年度予算で駐車場の舗装代を予算化してます。町が町道拡幅していただいて、しっかりと官民の境界を側溝の中をやっていただいてやらなければ、舗装しても仕方ない。どのような取組をされているのか、企画課長にお伺いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 川添議員のご質問の旧遠藤邸の跡地利用についてお答えいたします。

旧遠藤邸の跡地利用では、まちづくり会社である杜の実、多賀観光協会、多賀町商工会、多賀門前町共栄会、多賀区、多賀大社の各代表で構成される絵馬通りの活性化を考える会において、絵馬通りの活性化につながる拠点としての土地利用を目指されていますことは、議員もご承知のことと存じます。

同会での当該地の利活用については、地域との関わりを基調に、人が集い、人でにぎわう場所とする方向性を示されており、現在、取組を進める小委員会を設置される所です。

議員のご質問の趣旨は、ご質問と重なりますが、令和元年8月に多賀区より提出されました旧遠藤邸の解体と更地化、道路拡幅を併せての要望から、解体を終えた今後の道路拡幅についてのものと存じます。

道路拡幅については、令和5年度に測量設計業務を発注し、この測量設計業務では測量は基より、計画道路との段差の擦りつけ、既存の上下水道の引込みなどについていくつかの課題がございます。この点につきましては、土地の所有者である多賀区との協議を丁寧に進めることとなりますが、協議の中では絵馬通りの活性化を考える会がどのように取組を進められるのか、またハード面でどのように利用されていかれるのかをまとめていただかなければならないとも考えております。

先ほど申し上げましたとおり、取組を進める小委員会を設置される所であり、多賀区との協議に遅れが生じないように、絵馬通りの活性化を考える会にて検討を進めていただくように働きかけをしておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 企画課長にはいろいろとお世話になって更地になりました。感謝をしています。図面上、何回も我々もこういうように変更になったと図面を頂いてます。当然、多賀区は、議員もいろいろとおしかりを受けた事実もありますが、一応、駐車場を施業するというように聞いてます。最初は5台というような話でしたが、もう少しは、倍ぐらいは止めれるんじゃないか。特に、かぎやさんとの境界の問題もあり、また駐車

場にしてみてもかぎやさんとの問題もあります。その辺は多賀区とかぎやさんはしっかりと連携をされております。早急にこれはできる問題やと思うんです。我々は当然、図面を頂いて、ここへ側溝が付きますよ、こういうようになります、当然、これで見積りもできとるように思ってますし、多賀区の人もそれでやっていただけるということで、舗装の予算も組んでるんやと思います。その辺の話はどういうようになっているのか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

町道拡幅については、地域整備課の方で予算化をさせていただきまして事業を進めるという方向で、今年度予定をしております。ただ、いろいろと先ほど企画課長からも説明がありましたように、跡地を利用されるに当たっては、当初の令和4年の3月議会で請願を出されておられます内容からいきますと、絵馬通りの活性化を考える会での利活用、観光面の拠点整備というものも明記されてる中で、例えば観光者用のトイレを設置するであるとか、観光案内所、案内拠点を設置するであるとかというような構想も考えられておられるような内容になっておまして、今現状、遠藤邸に引き込んでおられる上水道と下水道のメーターボックスなり宅内枡ですが、現状、拡幅によりまして道路区域に入ってまいりますので、当然、移設が必要になります。それを道路拡幅に係るものですので、町の方で事業の中で移動はさせていただきますが、そのまま宅内の方へ延長して良いものなのか、そこではなくまた新たな箇所を引込みを、特に水道とかですけども、引込み箇所を考えておられるのか。その場合は新規、プラスになりますと事業者側の方で予算計上していただく必要がございますけど、いずれにしろ道路の中の入っております本管に接続するという事で道路を割らなければなりません。ですので、その計画によりまして道路の工事については手戻りのないようにはしたいというのもあります。それと、今度、拡幅した道路には側溝が付きます。その計画です。現状は側溝がない区間がございます、きちっとした側溝がないという状況で、その新たに設けた側溝の流末をどこへ持っていくのかというのも、非常に多賀区のあの辺りにつきましてはあまり標高が高くないところですし、大雨の被害の多いところでもありますので、どちらへ雨水の排水を持っていったらいいのか、そういうことによりまして側溝の勾配の方向性も考えなあきません。そういうこともいろいろ考えますと、非常にまだまだ中の利活用との調整、道路の利活用の調整が必要ということで、今年度はまずは詳細設計を作らせていただく中で利活用と道路の利用面について詰めさせていただき、それによって工事費の算出をして、必要な工事費がどれだけであるかというのを算出した上で予算を計上していくという予定でございます、今現状は測量設計を早急に発注をかけて、地元とお話し合いを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。私が思うてんのは、先般の豪雪で隣地の

屋根瓦が落ちかけた、それはご存じやと思います。早急に道路幅を、今その方に屋根を直せは現状ではなかなか無理やと思います。そういう災害の面も考えて早急に町道の拡幅、危なくないところを通っていただく、そういう方向をやっていただきたい。それもやっぱり防災と一緒にですよ。しっかりその辺は考えていただきたい、その辺はどう思われますか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えいたします。

ご質問の趣旨の方はスピード感を持ってというお話になろうかと思えます。企画課所管の方で申し上げますと、先ほどご答弁させていただいたとおり、やはり多賀区との協議を進める中で、絵馬通りの活性化を考える会がどのように使うかというような提示をしなければ、議会の方でもご審議いただいた旧遠藤邸の跡地の利活用についてのところとお話が違ってくこととなります。企画課所管としては、絵馬通りの活性化を考える会の方に特にハード的を先行して、どのような思いをお持ちなのかというのを取りまとめていただくような働きかけをさせていただきます。

企画課所管の考えは以上でございます。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 地域整備課から工事面のことでお話をさせていただきますが、今、議員からお話がありました隣接のお家といいますか、建物からの瓦の落下等の危険性、これにつきましては、今現在、道路拡幅の目的としますと、やはり緊急車両が入れないということを考えたときに道路の拡幅が必要であるという理論、要望と考えてます。ですので、瓦が落ちてくるから危険だから道路は通れないから道路を広げるというお話になってきますと、ちょっと我々も非常に「そうですか」とは言いにくいです。やはりそういう道路上に瓦が落ちてくるような危険な状態であるということであれば、それは早急に対策を取っていただく必要があります。ですから、4 m 5 0 cmの道路になりましたら、4 m 5 0 cmをフルに使える状況になっていなければ拡幅する意味がなくなってくるので、そこら辺は地元も取組の方お願いしたいと思えます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） いろいろとあることは承知しました。承知して話をしている。なかなかそういうのも、その家屋の方には無理です。その辺も町の方も分かっと思えます。それでもそれを待つというのは、町としても考えていただきたいというように思えます。早急に施工できるように頑張ってください。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で11時といたします。

（午前10時44分 休憩）

(午前10時56分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、5番、川岸真喜議員の質問を許します。

5番、川岸真喜議員。

[5番議員 川岸真喜君 登壇]

○5番(川岸真喜君) 議長の許可を頂きましたので、私は4点質問させていただきます。

まず1つ目は、介護保険事業の中の総合事業のこれまでの振り返りと今後はどういうことで質問させていただきます。総合事業といいますのは、介護予防日常生活支援総合事業の略でありまして、この言葉からある程度はイメージできるかと思えますけれども、一体どういう事業なのか質問してみたいと思います。

介護保険制度が3年に1度の改正がありまして、2024年に迫っております。通常国会の今月6月中に成立するか、あるいは秋の臨時国会で成立すると言われております。そこで、3月定例議会に引き続きまして介護保険事業について質問したいと思います。

財務省は、令和4年4月の財政制度審議会、その中の分科会で財政健全化、これは介護の費用を抑えるということを経由して高齢者の自己負担を2割にする案ですとか、要介護1、要介護2の高齢者を軽度者と位置づけまして、介護保険から外して地域支援事業、すなわち総合事業へ移行する案を提案してきました。それを受けまして、社会保障審議会、これは厚生労働省の中の審議会ですけれども、その介護保険部会が開かれまして、多くの委員が時期尚早であるとの反対意見が出まして、多数を占めております。2024年の改正では、財務省案は見送られると思います。しかし、3年後、5年後はそれが現実になるかもしれません。

そこで、多賀町における総合事業の現状を知ることや、軽度者、要介護1・2の方が受ける内容であるのかどうか、そういったことについて知ることは必要であるというふうに考えます。

そこで、次の2点について質問いたします。

平成26年度から新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)になりました。事業の内容や事業の対象者、事業の担い手、また軽度者である要介護1・2の高齢者にふさわしい事業かどうかについて説明をお願いします。

2つ目は、要支援1・2と判定された方、これは要介護に至らない比較的健康的な方、要支援1・2と判定された方やチェックリストで機能低下が認められた方への法定事業、はつらつ教室や門前茶屋、ほほえみ教室、ふれあい教室、能力アップ教室、こういった共通の振り返りと今後についてお聞きします。各事業の特徴や年間の実施回数、その事業の担い手についてお伺いします。コロナ禍でありましたので、令和3年度の実績を見させていただきますと、それぞれ10人から20人というふうに伺いました。これは決算評価事業評価シートに書かれています。各種の予防教室の充実を図るというふうに事業評価の中にはありましたけれども、教室の充実を図るということはどういうことなの

か、今後についてお伺いします。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 川岸議員からのご質問、総合事業のこれまでの振り返りと今後についてはお答えいたします。

まず、総合事業の内容や事業の対象者、担い手についてお答えいたします。総合事業は介護保険制度の大きな枠組みの中にある事業であり、各市町村が主体となっていく事業の1つです。大きく分けて、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。介護予防・生活支援サービス事業とは、要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより、生活機能の低下が認められた方を対象に提供する介護予防や生活支援のための訪問型と通所型のサービスです。一般介護予防事業は、要支援認定などは不要で、65歳以上の全ての方が利用できる生活機能の改善や生きがいづくりを目的とした介護予防事業です。事業の担い手は、介護の専門職である介護サービス事業所や地域住民やボランティアも想定されていますが、当町におきましては、介護サービス事業所に委託し実施しております。

次に、要介護1・2の高齢者に総合事業が移行された場合、本事業が要介護1・2の高齢者にふさわしい事業かどうかについてですが、要介護1・2の認定を受けた方は専門性を必要とする介護が求められる高齢者が多く、現状のサービスでは対応できない状況であり、また受皿においてもサービスを希望される高齢者に対応できるサービス量の確保は困難であり、介護の質、量ともに、現状の体制ではサービス提供は困難であると考えております。この点につきましては、2024年の制度改正からは先送りになると思われませんが、今後も国の動向を注視していく必要があると考えております。

2点目のご質問、多賀町の介護予防・日常生活支援総合事業について、各事業の特徴や令和4年度の実績などについてお答えいたします。

当町におきましては、要介護状態になることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、通所型サービスAおよび通所型サービスCを実施しています。通所型サービスAにつきましては、社会福祉法人達真会に委託し、はつらつ教室、門前茶屋、ほほえみ教室の3つの介護予防教室を実施しています。

はつらつ教室は週2回午前中2時間程度の開催で、主に運動機能が低下している方を対象としています。体操や運動を実施することで運動機能の維持改善を主な目的としているのが特徴で、令和4年度は23人の利用者がありました。

ほほえみ教室は週2回、昼食をはさむ4時間程度の開催で、大滝地区の1人暮らしの方や男性の参加者が多いのがこの教室の特徴です。体操や季節感を取り入れた脳トレーニングのプログラムなどを提供し、運動機能や認知機能の維持向上、また閉じ籠り予防を目的とし、令和4年度は23人の利用者がありました。

門前茶屋は週1回、昼食をはさむ4時間程度の開催で、主に認知機能が低下している方や閉じ籠りがちの高齢者の居場所づくりとして実施しており、令和4年度は11人の利用がありました。

通所型サービスCにつきましては、通所型サービスAに比べ、より積極的な健康づくりに取り組む、活動的な生活を送れることを目指し、6か月という期間を決めて開催する短期集中予防サービスであり、鈴木ヘルスケアサービス株式会社に委託しております。

運動器の機能低下予防に特化したふれあい教室は、前期、後期、それぞれ27回ずつ年間54回の開催で、参加者は11名、また認知機能低下予防に特化した能力アップ教室は6か月で24回開催し、参加者は7名でした。

最後に、各種予防教室の充実を図るためには、委託事業所と地域包括センターとで参加者一人一人が要介護状態にならないよう、担当者会議等で参加者それぞれの目標や支援内容などについて情報を共有し、教室での活動を支援したり、自宅や地域との連携をより深めていく必要があります。さらに、湖東地域リハビリ推進センターの理学療法士とも連携し、心身の機能が低下し介護が必要になる手前の高齢者が積極的な健康づくりに取り組み、活動的に暮らすことで元気を取り戻し自分らしい生活が維持できるよう、効果のある介護予防事業を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 回答ありがとうございます。1点だけ再質問させていただきます。いくつかの教室が運営されているんですけども、これは同じ方が複数年通われるという形なのか、同じ方、お一人の方について違う教室を渡っていくというか、段階があるのか。同じ方は1クールというか、1クール終わったら違う方に入れ替わるのか、その辺り教えてください。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

短期集中型のふれあい教室と能力アップ教室につきましては、6か月を期間としまして実施しておりますので、この2つの教室につきましては1回限りという形で教室に参加していただいて、卒業という形を取っております。ほかの教室につきましては、同じ方が、卒業できれば一番いいんですけども、卒業できず、ここの教室でやっぱり支援が必要ということであれば、継続的に利用していただくという状況になっております。

以上です。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 再質問は以上です。いずれにしても、総合事業についていろんな場で議会でも審査する機会がたくさんあるんですけども、なかなか時間の関係で総合事業について質問する機会というのはあまりないので質問させていただいたんですけ

ども、やっぱり事業を評価するには見える化というか、今、回答いただいたように数値化していただくことによってどういった事業かということが見えてくるかと思います。事業評価シートがあるんですけども、人数しか書かれていないのが現状かと思いますので、事業の特徴、あるいは卒業の仕組み、いろんな人が入れ替わるとか複数年通われているとか、そういった数値化を通じて見える化に努めていただきたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に行かせていただきます。高齢者の日常生活への支援について質問させていただきます。これは一般会計の事業で、老人福祉費というところに行くつかの事業の予算が計上されておりますので、そちらについて質問させていただきます。

高齢者生活支援事業の事業評価について伺います。この予算に上がっている事業は、法定事業ではない制度の隙間を埋める位置づけの事業や制度の上乗せという位置づけというふうに思われます。今回、配食サービス、それから緊急通報システム、それから住宅改修について伺いたいと思います。

1つ目の配食サービスについて伺います。決算シート、事業評価シートにこの配食サービスについての評価が書かれております。配食サービスは、「民間で対応できない山間地の人たちに対する最後の受皿として必要である」という表現がなされています。公費による事業の必要性という欄を見ても、「ある程度必要性がある」というふうに、中程度の必要性というところに丸が付いています。

そこで、この山間地とは多賀町全体を指しているのか、あるいは特定のエリアを指しているのか。もし特定エリアを指しているとする、平野部では民間のお弁当配達業者が対応できるという意味になりますけれども、実際はどういう意味なのかということです。

2つ目としまして、公費による事業の必要性についてであります。「ある程度必要性がある」という中程度の評価となっています。調理業者、配食業者への委託料、それから事務費、管理費が必要であり、「公費を投入するだけの身体状況であるかの判断をするための保健師等専門職による地域ケア会議を継続する」とあります。この会議の構成はどういったものなのか。この会議の特徴について伺います。確かに住民から感謝されている事業であります。認定を受ける程度の介護度の方であれば、平坦地にある通所施設まで民間の弁当業者から中継することで、民と民の契約にすることも可能かと思えます。また、通所されない場合でも、中継地を設ければ配食だけを委託することも可能かというふうに考えます。最後の受皿というふうに言い切っておられますけれども、この最後の受皿と言い切るのは早いように思います。この中程度の評価の理由はどういう点にあるのかということをご質問させていただきます。

次、2つ目の事業として、緊急通報システムについてです。この緊急通報システムの委託料が計上されておりますけれども、この委託内容と町内での整備の現状について伺います。

それから3つ目の事業としまして、高齢者の住宅改修ですけれども、できるだけ長く安全に住んでいただくには段差をなくすなど改修が必要であります。介護保険の特別会計の中にも、居宅介護住宅改修費ですとか、介護予防住宅改修費があるんですけれども、ともに予算に対して年度途中で毎年大幅な減額補正があり、また不用額を出しています。この理由について伺います。高齢者の住宅改修の実績についてお聞きします。また、一般会計の方に高齢者小規模住宅改修助成事業補助金というのがありますけれども、これの実績とこの補助金と他の制度の併用について伺いたいと思います。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） まず1点目の配食サービスについてのご相談にお答えいたします。

山間地とは多賀町全体ではなく、平野部と山間地に分けた場合の山間地です。現在、霜ヶ原付近までは対応してもらえる民間事業者があり、それより奥地は民間業者では対応してもらえないため、町の配食サービスを提供している現状です。

次に、配食サービスの公費による事業の必要性については、近年、民間事業においても充実してきているところではありますが、現時点の多賀町の状況においては、山間地でも利用者の個別の事情による支援内容によって民間事業者では対応が困難なケースがあり、業者で対応できない方については町の配食サービスが必要であることもあり、中程度の評価と判断しております。

配食サービスの決定においては、利用者の心身の状況やサービス提供時の注意事項なども踏まえて、担当ケアマネジャーや地域包括支援センターの保健師や社会福祉士および高齢者福祉担当らで構成する地域ケア会議を開催しております。

今回、川岸議員からタイミングよく配食サービスについてのご質問を頂きましたが、福祉保健課でも今年度から配食サービスの見直しの検討を始めております。議員よりご提案いただきました内容も参考にさせていただき、今後、配食サービスを必要とする対象者に多様なサービスが提供できるよう、サービス内容を検討してまいりたいと考えております。

2点目のご質問、緊急通報システムの委託内容と整備の現状についてお答えいたします。本システムの委託先は大阪ガスセキュリティサービス株式会社で、独り暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を取り付け、病状の急変などの緊急時に通報ボタンを押すと、大阪ガスの受信センターへ通報され、駐在する看護師等が様子を確認し、必要に応じて救急車を要請したり、事前に承諾を頂いた近隣の協力者の方々に自宅に駆け付けていただき、その方に現場を確認していただき救助要請を行っていただくなどの内容となっております。また、平時には相談ボタンを使い、受信センターに駐在している看護師等に健康相談などを行うこともできます。

機材のレンタル費や取付費用も込みで、委託費は1件月額1,265円で、うち1割

の126円が利用者負担で、残り1,139円が公費負担となっております。令和3年度には30名近くご利用されていましたが、施設入所などにより、現在、利用者は20名と減少傾向にあります。

本システムは、救急要請をする高齢者等自らがボタンを押すことができ初めてSOSを発信できるものなので、利用できる高齢者には限界があります。現在、スマートフォンの普及や独り暮らし高齢者等の安否確認見守りシステムについてはいろんなシステムが開発されていることから、これらを研究するとともに、見守り支援体制の現状や課題を把握し、サービス内容については検討が必要な時期に来ていると認識をしております。

3点目のご質問、高齢者の住宅改修についてお答えいたします。介護保険制度における住宅改修に係る予算については、前年度までの実績や介護保険事業計画から総合的に判断して予算計上しておりますが、住宅改修の実績を見ますと、令和元年度16件だったのに対し、令和2年度は13件、令和3年度は14件と減少し、令和4年度は19件と増加していることから、コロナ禍による影響も1つの要因と考えられます。令和5年度は既に7件の支給予定があり、コロナ禍の利用控えがなくなり、予算額を超えることも想定される状況となっております。また、高齢者小規模住宅改造助成事業補助金についても、令和元年度は2件、令和2年度と令和3年度は実績がありませんでした。令和4年度は3件、こちらも介護保険住宅改修と同じ動きを見せています。基本的には要介護認定等を受けている方は介護保険制度を優先してご利用いただき、介護保険制度の枠を超える部分について、高齢者小規模住宅改造助成事業補助金を活用していただくこととなります。また、この補助金と重複しての同じ箇所のリフォーム促進事業補助金を申請することはできませんが、併用することは可能です。それぞれの補助金の要件を満たす必要はありますが、トイレを介護保険、お風呂を高齢者小規模住宅改造助成事業補助金、キッチンをリフォーム促進事業補助金と、条件によっては併用することは可能となっております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 回答ありがとうございます。大変分かりやすい回答でした。1点だけですが、地域ケア会議というのは、これは法定のものなのか、多賀町独自の配食サービスのためだけの会議なのか教えていただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

地域ケア会議は地域包括支援センターが開催する法定の会議でありまして、多賀町でも独自ではございませんが、その会議で検討する内容は市町保健所についてはいろいろ特色があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） ちょっと議場に持ち込んだパンフレットがありまして、暮らしのお手伝いハンドブックという全戸配布されているこの中に、買物ですとかごみ出しとか移動について書かれてました。ここに宅配弁当という項目がありまして、4社書かれています。私、今気がついたんですけど、「配達区域に制限があります」というただし書が書かれていまして、これのことかと、ちょっと見落としておりましたので、霜ヶ原以遠の地域については多賀町の配食サービスで補っているという現状が分かったところです。

最後の住宅改修について手厚い制度だというふうに私も思っておりまして、ぜひこの暮らしのハンドブック、もし改訂版を作られるときに、この移動というところで終わってるんですけども、住宅改修もこの暮らしの中の非常に大きなウエイトを占める部分だと、高齢者にとっては大きい部分を占めるので、ぜひともこの暮らしのハンドブックの中に住宅改修についても項目を設けていただきたいというふうに思います。質問ではありませんけれども、これを提案させていただきたいと思います。

次に、3つ目の質問に移らせていただきます。3つ目はちょっと趣を変えますけども、不当要求への対応について質問させていただきます。

具体的な事案は紹介できませんけれども、不当要求により行政がゆがめられる事案が報道されました。ご意見なのか不当要求なのかの区別は受け手の捉え方によって様々かもしれないけれども、理不尽なものや法令に違反するほどの過剰なものは根絶しなければならないと思います。不当要求ゼロのまちにしたいものであるというふうに思います。某新聞社の調査によりますと、滋賀県も含めて20の自治体のうち11の自治体で働きかけに対する記録制度が創設されています。6月3日の中日新聞によりますと、彦根市が電話の自動録音ですとかICレコーダーの導入を予算化したという報道がありました。多賀町はまだ整備されていないという報道内容でしたけれども、今後はどうなのかというところを質問させていただきます。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 川岸議員の不当要求への対応はのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、行政に対する不当要求につきましては組織として毅然とした対応が求められております。これは、公平、公正であるべき行政運営を確保するために必要不可欠なものであり、職員一人一人が自覚し、正しい対応をしていくことで培われていくものだと考えております。また、職員の労働環境や心身の健康を守っていくためにも、事業主としての取組を強化していく必要があると考えており、昨年度は警察官を講師に招き、職員研修を実施したところであります。

現在、多賀町においては、不当要求事案が起こった場合の対応マニュアルが整備されておりませんので、組織としての記録保持や対応にばらつきが出る状況でもあります。

今後の対応として、多賀町行政として不当要求に対する対応方針や事後措置について統一的な運用が図れるよう、他市町の例を参考にさせていただきながらマニュアル等を整備し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 再質問としてはありませんけれども、不当要求が職員の方のメンタル面、あるいは業務の妨害等に及ぶことがありますので質問させていただきました。何をもって不当要求とするかというところですが、3つの尺度があるという記事を読みまして、1つは長時間に及ぶもの、それから繰り返し行われるもの、それから威圧的なものという尺度があるというふうに紹介されていました。記録に残すことで抑止効果があるというふうに言われています。もちろん、住民の皆さんが意見を言いにくい環境をつくることではいけないと思うんですけれども、記録に残すことを避けることのないようお願いしたいというふうに思います。これは我々議員も心得なければならぬことでありまして、彦根市では9件の不当要求のうち7件が市議会議員からのものであったという内容が報道されています。政治倫理にも関係することですので、多賀町を上げて取組をお願いしたいところであります。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 今ほど、議員の方から彦根市の電話の録音の件がございましたので、多賀町としても今年度、電話につきましては交換の工事費を予算化させていただいておりますので、そのときに録音措置を付けて不当要求等に対応できる、また住民の方からは意見を出しやすい、あまり威圧的にならない、録音してますよというような音声が入らない形で記録に残すということを前提に整備をしてまいりたいと考えておりますので、補足させていただきます。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 回答ありがとうございました。

それでは、4つ目の質問に移らせていただきます。4つ目は教育について質問させていただきます。

1つ目は、理科の専門教諭の招聘についてであります。先般の総務常任委員会の小学校視察におきまして、多賀小学校に理科の専門の先生が来られたというお話を伺いました。多賀町にはこれまで大君ヶ畑の北村敏子先生による花ごよみの活動ですとか、萱原での村長昭義先生による水鳥の観察活動、多賀町の施設の面でも野鳥の森ビジターセンターがありましたし、現在もあけぼのパーク多賀、それからダイニックアストロパーク天究館など、町内には施設、それから環境が充実しております。ちょっと書き忘れましたが、アケボノゾウ化石の発掘も言うまでもありません。ぜひこれまでの教育遺産、そして町内のこういった設備を最大限活用していただいて教育活動をしていただき

たいと思うところですが、どのような教育活動をされる予定かを伺いたいと思います。

それから2つ目としまして、先日の総務常任委員会でも、全国的な課題として保育士の定着の問題をお聞きしました。特に新人の保育士の離職は避けたいところです。多賀町において新人保育士の定着を図る対策、これは喫緊の課題とも言えます。どのような対策を取られるのか質問させていただきます。

○議長（松居亘君） 伊東学校教育課長。

〔学校教育課長 伊東瑞江君 登壇〕

○学校教育課長（伊東瑞江君） 川岸議員の教育についてのうち、理科教育に関してどのような教育活動をされる予定かのご質問についてお答えいたします。

大きく3つ、豊かな自然の中での教育遺産、2つ目、本町施設の活用、3つ目、学校教育、これらに関わる理科教育の取組をお伝えして、最後に教育委員会の取組の予定を申し上げます。

まず、多賀町の豊かな自然と理科教育のつながりとして、今から50年ほど前、大君ヶ畑分校では四季の花を採集して詳しく観察したり、暮らしに役立つ植物や植物に集まる昆虫を調べたりする花ごよみ活動が行われておりました。その自然観察への熱意は、現在の多賀植物観察の会が主催している多賀の花の観察会の活動に引き継がれているのではないのでしょうか。また、萱原分校の児童が水鳥の保護活動を続け、水鳥の一種であるオシドリが、多いときには400羽以上になったとも言われています。先ほどおっしゃいましたが、以前は芹川ダム湖畔に野鳥の森ビジターセンターがあり、また犬上ダム湖の近くにも野鳥展示資料館などがあり、野鳥観察に訪れる人たちに利用されてきました。

2つ目としまして、議員ご指摘のとおり、本町は理科教育に関わる施設が充実しております。博物館に図書館と文化財センターが併設された文化施設、あけぼのパーク多賀では、多賀町の自然や歴史・文化を紹介する展示、児童生徒の夏休みの自由研究に関わる講座や展示会等が行われております。また、ダイニックアストロパーク天究館では、施設見学や天体観望会が開催されるなど、子どもたちの天体に関する興味、関心を高める取組がなされており、いずれも多賀町の子どもたちが積極的に参加しております。

3つ目としまして、学校教育であります。3年前から多賀小学校には理科を専門とする教員が着任し、高学年の理科の授業を担当して専科指導を行っております。実験や観察などの準備を入念に行ったり、学習内容の学年間のつながりを意識して教材研究を行ったりするなど、子どもたちが生き生きと学習に取り組めるよう努めております。そして、以前より中学生が博物館の学芸員の方から、地層や化石のお話を聞いたり、6年生が、アケボノゾウが発見された現場の見学をしたりするなど、小学校と中学校が多賀町博物館と連携した取組を実施しております。これらの取組は今後も継続して充実を図ってまいります。教育委員会としましては、昨年度から学力向上に係るプロジェク

トに取り組んでおりまして、その一環として先ほど申し上げました多賀町の豊かな自然や教育遺産、理科教育に関わる貴重な施設を最大限に活用して、本町の理科教育をいかに充実させるかについて検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 川岸議員の4、教育についての2点目、多賀町における新人保育士の定着を図る対策はのご質問についてお答えいたします。

保育士の人材不足につきましては、全国的な課題となっているところでございます。本町におきましても同様の状況で、保育士の定着対策は待機児童対策の観点からも非常に重要な課題であると認識しております。保育士の離職理由の主なものとしましては、結婚、出産等に伴うものや、家庭の事情によるもののほか、比較的若い保育士に多い傾向ですが、仕事の大変さや仕事への不安によるもの、職場の人間関係などが上げられます。これらの理由は本町にも見られることであり、状況改善に向け、取組を進めているところでございます。

まず、待遇面では、保育士の人材確保、定着を目的に、今年度より保育士が大学中に貸与を受けた奨学金の返還費用の一部を支援する奨学金返還支援制度を導入しております。また、これまでの手書きの書類を減らし、システムを活用することで作業の効率化を図る取組や、今年度からは紙おむつの自園処理を行うことで保育士の負担軽減を図るよう努めております。さらに、人事異動による保育士の適正配置や管理職を対象とした外部人材による研修を行うことにより、若手保育士の育成、働きやすい職場づくりを進めております。

引き続き、新人保育士を含む保育士の定着に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。再質問を1点だけさせていただきますと思います。職場への不安とか人間関係というお話がありましたけれども、私は第三者によるカウンセリングの体制が必要ではないかというふうに感じております。第三者の立場で保護者への相談対応や職員の相談にも応じる臨床心理士、キンダーカウンセラーという言い方をするらしいですけれども、そういった第三者の立場で相談に応じていただける方のカウンセリング業務、こういったカウンセリングの体制が必要でないかと思っております。中日新聞に広まる保育のカウンセラーという記事が載りまして、大きい字だけ読みますと、職員、保護者の悩みに対応と書かれてまして、自治体が後押し、離職防止にも期待というふうになっております。新人や、新人だけでなくベテランの保

育士にも相談に応じることで離職が防げているという内容となっております。このカウンセリングについて、私が今、お話しした内容についてどうお感じになられたかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松居亘君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、保育現場ではケアを必要とする園児への関わり方とか保護者対応というので非常に不安を抱える保育士も多いように思います。ご提案のように臨床心理士等の専門家を現場でカウンセリングとして派遣するというような取組につきましても、保育士とか保育現場におきましては非常に心強い取組になるのかなというふうに私も感じます。ただ、臨床心理士の確保が容易にできるのかということとか、あと一定の予算も伴うということもありましようから、貴重なご意見として賜りまして、今後、離職対策等の参考とさせていただければと考えておりますので、ご理解のほど賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 川岸議員。

○5番（川岸真喜君） 回答ありがとうございました。ぜひ離職ゼロを目指していただける、そういう体制をつくっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（松居亘君） これをもって、今定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、厚く御礼申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、最終日の6月21日は午後1時30分に再開、総務常任委員長、産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査いたしたいと思っております。

これをもって散会いたします。

（午前11時47分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 近 藤 勇

多賀町議会議員 清 水 登久子